

(別紙)高濃度PCB電気工作物早期処理のための確認ポイントチェックリスト

No.	チェック項目	チェック
1	設備台帳に型番等記入漏れはないか。また、現場の実機と当該台帳の内容は整合しているか。	
2	使用機器の中で銘板がない、又は不明なものはないか。また、銘板や機器本体に不自然な傷等がないか。(銘板張り替え等の疑念がないか) ※銘板情報以外でも外形等から判別出来る場合もある。詳細は(一社)日本電機工業会HPの下記URLの各機器メーカーへ確認のこと。 <a href="https://www.jema-net.or.jp/Japanese/pis/pcb/p_6-1.html">https://www.jema-net.or.jp/Japanese/pis/pcb/p_6-1.html</a>	
3	電気室やキュービクル内、事業場構内に電路に接続されていない(使用されていない)電気工作物がないか。また、該当がある場合において、当該電気工作物についてPCB含有の有無について確認がされているか。	
4	電気室やキュービクル内には、使用機器以外の不要品等を置いていないか。電気室やキュービクル内の不要品等からPCB機器が発見されることもある。	
5	電気主任技術者は、電気保安に従事する者からの報告のみでの確認だけでなく、自らがPCB機器の有無について確認・把握しているか。	
6	高濃度PCB含有機器の所在について定期的に保守担当チーム間での相互確認をしているか。(複数チームで相互確認することで、銘板等の認識や判断の差異に対する齟齬などにも気付き易くなる。)	
7	PCB機器の取扱い、処理方法にかかる保安教育を行っているか。各人が高濃度PCB機器に対するPCB特措法及び電気設備の技術基準省令に基づく告示上の処分期間(使用期限)や判別方法等、正しく理解出来ているか。	
8	前任の主任技術者との引継ぎ時、PCB入機器の存在が漏れる可能性がない様注意する。(機器に付いている「PCB入」表示等のみで判断せず、銘板や設備台帳等との照合により確実にPCB入機器が特定出来る様にする。)	